

議案第 5 号

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 8 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第  
2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「附則第 7 条第 1 項」を「第 6 条第 3 項」に  
改める。

別表備考 2 中「使用するとき、午後」を「使用するときは午後の  
使用区分」に、「、夜間」を「夜間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

新	旧				
<p>第1条から第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>(使用料の減免の特例)</p> <p>第2条 瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和3年条例第4号)の施行の日(以下「一部改正条例施行日」という。)以後の施設等(小ホール、リハーサル室及び展示ホール並びに規則で定める附属設備及び物品に限る。以下この条において同じ。)の使用に係る使用料に限り、当該施設等の使用が予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の実施に伴って瑞穂町民会館条例(昭和43年条例第23号)第3条の規定により承認されず、又は同条例第8条の規定により中止され、若しくは取り消されたことに起因して生じたものであり、かつ、瑞穂町民会館を使用したならば同条例第4条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものであると委員会が認めるときは、第9条第4号の規定を適用して、当該使用料を免除することができる。この場合において、同号中「100分の50」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 スカイホール使用料</p> <table border="1" data-bbox="212 1821 796 1872"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 競技場使用料</p> <table border="1" data-bbox="212 1933 796 1984"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p>	略	略	<p>第1条から第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>(使用料の減免の特例)</p> <p>第2条 瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和3年条例第4号)の施行の日(以下「一部改正条例施行日」という。)以後の施設等(小ホール、リハーサル室及び展示ホール並びに規則で定める附属設備及び物品に限る。以下この条において同じ。)の使用に係る使用料に限り、当該施設等の使用が予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定による予防接種の実施に伴って瑞穂町民会館条例(昭和43年条例第23号)第3条の規定により承認されず、又は同条例第8条の規定により中止され、若しくは取り消されたことに起因して生じたものであり、かつ、瑞穂町民会館を使用したならば同条例第4条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものであると委員会が認めるときは、第9条第4号の規定を適用して、当該使用料を免除することができる。この場合において、同号中「100分の50」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>1 スカイホール使用料</p> <table border="1" data-bbox="821 1821 1402 1872"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 競技場使用料</p> <table border="1" data-bbox="821 1933 1402 1984"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p>	略	略
略					
略					
略					
略					

1 略

2 スカイホールの使用時間の延長は、管理上支障がない場合に限り承認し、1時間につき使用の承認をした使用区分に係る使用料(以下「基本使用料」という。)の100分の30を加算する。この場合において、午前及び午後を引き続き使用するときは午後の使用区分、午後及び夜間を引き続き使用するとき又は全日を使用するときは夜間の使用区分に係る基本使用料の100分の30を加算する。

3から6 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1 略

2 スカイホールの使用時間の延長は、管理上支障がない場合に限り承認し、1時間につき使用の承認をした使用区分に係る使用料(以下「基本使用料」という。)の100分の30を加算する。この場合において、午前及び午後を引き続き使用するとき、午後、午後及び夜間を引き続き使用するとき又は全日を使用するときは、夜間の使用区分に係る基本使用料の100分の30を加算する。

3から6 略